

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.32

〔共通〕問1 火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具であって総務省令で定めるもの（以下「対象火気器具等」という。）の取扱いに関する以下の条例制定基準のうち、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 対象火気器具等は、建築物等及び可燃物との間に、対象火気器具等の種類、使用燃料等ごとに総務省令で定める火災予防上安全な距離を保たなければならないが、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合はこの限りでない。
- (2) 対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に可燃物が落下し、又は接触するおそれなく、かつ、可燃性の蒸気又は可燃性のガスが滞留するおそれのない場所で使用しなければならないが、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合はこの限りでない。
- (3) 対象火気器具等は、振動又は衝撃により、容易に転倒し、又は落下するおそれのない状態で使用しなければならないが、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合はこの限りでない。
- (4) 対象火気器具等を屋内で使用する場合にあっては、総務省令で定める不燃性の床、台等の上で使用しなければならないが、防火上支障がないものとして総務省令で定める場合はこの限りでない。

〔消防用設備等〕問1 下表に掲げる防火対象物に設置された自動火災報知設備の点検及び報告に関する記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

	防火対象物		消防設備士又は消防設備点検資格者による点検の必要性	点検期間		消防長等への報告期間
	用途	延べ面積(m ²)		機器点検	総合点検	
(1)	特定一階段等防火対象物である飲食店	300	要	6ヶ月	1年	1年
(2)	認知症高齢者グループホーム	300	要	6ヶ月	1年	1年
(3)	学校	6,000	消防長等が指定すれば要	6ヶ月	1年	3年
(4)	工場	10,000	消防長等が指定すれば要	6ヶ月	1年	3年

答

解説

- (1) 消防法施行令第5条の2第1項第1号。
- (2) 消防法施行令第5条の2第1項第2号。
- (3) 消防法施行令第5条の2第1項第3号。
- (4) 消防法施行令第5条の2第1項第5号。

(1)の火災予防上安全な距離を保つことについては「防火上支障がないものとして総務省令で定める場合」は例外扱いできることとされているが、(2)～(4)については「防火上支障がないものとして総務省令で定める場合」という例外規定は定められておらず、必ず守らなければならない基準と位置づけられている。

答

解説 消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「消防設備士等」という。）に消防用設備等を点検させなければならない防火対象物は、特定防火対象物については延べ面積1,000㎡以上（消防法施行令第36条第2項第1号）、非特定防火対象物については延べ面積1,000㎡以上のもののうち消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの（同項第2号）が原則であるが、特定一階段等防火対象物については面積に関係なく消防設備士等に点検させなければならないこととされている（同項第3号）。

認知症高齢者グループホーム（消防法施行令別表第一(6)項口）については、特定一階段等防火対象物のような特別な規定がないため、消防法令上は、消防設備士等に点検させなければならない義務はない。

〔消防用設備等〕 問 2 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 屋外消火栓の開閉弁は、地盤面からの高さが1.5m以下の位置又は地盤面からの深さが0.6m以内の位置に設け、地盤面下に設けられる屋外消火栓のホース接続口は、地盤面からの深さが0.3m以内の位置に設けなければならない。
- (2) 屋外消火栓設備の放水器具を格納する箱（以下「屋外消火栓箱」という。）は、屋外消火栓からの歩行距離が5m以内の箇所に設けなければならない。ただし、屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けるときは、この限りでない。
- (3) 加圧送水装置の始動を明示する表示灯は、赤色とし、屋外消火栓箱の外部又はその遠い箇所に設けなければならない。
- (4) 屋外消火栓箱には、その表面に「ホース格納箱」と表示し、屋外消火栓には、その直近の見やすい箇所に「消火栓」と表示した標識を設けなければならない。

〔防火査察〕 問 1 消防法（以下「法」という。）第46条の5では、法第8条の2の3第5項の届出を怠った者は、5万円以下の過料に処することを規定しているが、次の記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。

- (1) 過料は金銭罰の一種であり、刑罰である罰金及び科料と区別して科せられるものである。
- (2) 過料は刑罰ではないので、故意・過失の有無などの刑法総則の適用はなく、科刑手続きについて、告発などの刑事訴訟法の適用もない。
- (3) 法第8条の2の3第5項違反（特例認定防火対象物における管理権原者の変更届出違反）を覚知し過料処分を求める場合は、消防機関は、管轄地方裁判所に違反事実を証する資料を添付し、通知する必要がある。
- (4) 過料事件の裁判結果（過料処分の有無、過料額等）については、本人に告知されるとともに、過料事件を通知した消防機関へも情報提供される。

〔防火査察〕 問 2 違反処理等に関する次の記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 小規模雑居ビルの立入検査を実施したところ、避難階段に法第8条の2の4違反の物件を確認し、関係者指導を実施したが違反が是正されず、火災の予防に危険であると認められたので、法第5条の3第1項に基づく、物件の除去命令を受命者に口頭で発動した。
- (2) 飲食店の立入検査を実施したところ、火気使用設備の周囲の壁体が炭化しているのを確認し、当該設備を使用しないよう指導したが、関係者が指導に従わないので、火災の予防に危険であると認められたので、法第5条の3第1項に基づく、当該コンロの使用停止命令を受命者に口頭で発動した。
- (3) 小規模雑居ビルの立入検査を実施したところ、シンナーを使用し内装工事をしている室内で喫煙している工事人を確認したので、喫煙している工事人に対し、法第5条の3第1項に基づく、喫煙行為の禁止命令を口頭で発動した。
- (4) 法第5条の3第1項に基づく、物件の除去命令等については、速やかに改修される場合が多いが、口頭で命令を発動した場合においても命令の効力は有効であるので、命令に伴う標識の設置等の公示は実施しなければならない。

〔参照条文〕

消防法第17条の3の3、同施行令第36条第2項、同施行規則第31条の6第1項、同条第3項、平成16年5月31日消防庁告示第9号。

**答
解説**

- (1) 消防法施行規則第22条第1号。
- (2) 消防法施行規則第22条第2号。
- (3) 消防法施行規則第22条第3号。表示灯は屋外消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設ける。
- (4) 消防法施行規則第22条第4号。

**答
解説**

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 違反処理マニュアルによる。
- (4) 過料事件の裁判結果は、本人に告知されるのみで、消防機関への情報提供は行われず。違反処理マニュアルによる。

**答
解説**

- (1) 法第5条の3第1項による。なお、口頭で命令を発動した場合は、命令発動後命令書を交付するべきである。
- (2) 火気使用設備の使用停止命令は法第5条の2第1項命令で対応すべきものであり、法第5条の3第1項命令は発動できない。
- (3) 法第5条の3第1項による。なお、口頭で命令を発動した場合は、命令発動後命令書を交付するべきである。
- (4) 法第5条の3第5項及び違反処理マニュアルによる。

〔危険物〕 問1 第4類の危険物の引火点測定試験に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) セタ密閉式引火点測定器による試験は、試料カップの温度を1分間設定温度に保持し、試験炎を試料カップにのぞかせて行う。
- (2) タグ密閉式引火点測定器で80℃以下の温度で引火点が測定されない場合には、クリーブランド開放式引火点測定器による。
- (3) クリーブランド開放式引火点測定器で引火点が測定されない場合には、セタ密閉式引火点測定器による。
- (4) タグ密閉式引火点測定器で80℃以下の温度で引火点が測定され、当該引火点における試験物品の動粘度が10cmストークス以上である場合には、セタ密閉式引火点測定器による。
- (5) タグ密閉式引火点測定器による試験は、1℃/分の昇温速度で加熱し、設定温度の5℃下の温度に達した時点から試験炎を試料カップにのぞかせる操作を開始する。

〔危険物〕 問2 保安検査に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 屋外タンク貯蔵所の保安検査事項は、液体危険物タンクの底部の板の厚さに関する事項及び溶接部に関する事項である。
- (2) 特定屋外タンク貯蔵所について、不等沈下が生じた場合には、臨時に保安検査を受けなければならない。
- (3) 移送取扱所に係る保安検査は、1年ごとに受けなければならない。
- (4) 市町村長等は、移送取扱所に係る審査を危険物保安技術協会に委託することができる。
- (5) 屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項が、法第10条第4項の技術上の基準に従って維持されているかどうかについて行う検査である。

答

解説 第4類引火性液体の試験は、性状に応じた引火点測定器により行うこととされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第1条の6、危険物の試験及び性状に関する省令第4条。

答

解説 一定規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所については、市町村長等が行う保安検査を受けなければならないこととされている。

〔参照条文〕

消防法第14条の3、危険物の規制に関する政令第8条の4。

昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

昇任試験実力養成講座

共通（消防士長・消防司令補）問題

〔地方自治〕

- 問1 答 (1)
問2 答 (4)

〔公務員法制等〕

- 問1 答 (3)
問2 答 (2)

〔消防組織〕

- 問1 答 (2)
問2 答 (1)
問3 答 (5)

〔消防法規〕

- 問1 答 (4)
問2 答 (2)
問3 答 ① 消防長
② 消防署長
③ 火災の原因
④ 損害
⑤ 質問
⑥ 通報

問4 答 (2)、(3)

問5 答 (2)、(4)

〔消防設備〕

- 問1 答 (1)
問2 答 (4)
問3 答 (2)
問4 答 (2)
問5 答 (4)
問6 答 (4)
問7 答 (2)
問8 答 (4)

〔建築法規〕

- 問1 答 ① 4 m
② 40 m
③ 75cm
④ 1.2 m
⑤ 80cm
⑥ 1 m
⑦ 赤色

〔危険物〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

〔防災〕

- 問1 答 (3)
問2 答 (5)
問3 答 (4)

〔救急〕

問1 答 (1)、(5)

〔救助〕

問1 答 (5)

〔石油コンビナート〕

- 問1 答 (1)
問2 答 (3)

〔原子力〕

- 問1 答 (2)
問2 答 (4)

〔無線法規〕

問1 答 (2)

〔無線工学〕

問1 答 (4)

〔国民保護〕

問1 答 (4)

問2 答 (1)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

問3 答 (2)

—— 消防司令問題 ——

〔組織管理〕

問1 答 (5)

〔人事管理〕

問1 答 (3)

〔消防財政〕

問1 答 (4)

〔警防〕

問1 答 (4)

問2 答 (3)

問3 答 (5)

〔救急〕

問1 答 (4)

= 救急救命士国家試験問題模擬テスト =

〔一般問題〕

問1 答 (2)

問2 答 (2)

問3 答 (3)、(4)

問4 答 (3)、(4)

〔状況設定問題〕

問1 答 (3)

問2 答 (1)

—— 予防技術検定模擬テスト ——

〔共通〕

問1 答 (1)

〔消防用設備等〕

問1 答 (2)

問2 答 (3)

〔防火査察〕

問1 答 (4)

問2 答 (2)

〔危険物〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

先頃、百歳以上の高齢者の所在不明が次々に発覚しているというニュースが大きく報道された。あらためて調査が行われたところ、所在不明の高齢者が数多く出てきて、これまで行政の把握が全く不正確であったことが明らかになっている。しかし、所在不明が問題になっているのは、何も高齢者に限ったことではない。職に就けない中高年の人達も同様である。

何故、こうした所在不明の人達が多くなっているのか考えてみると、それは、所在不明になっている高齢者等が、地域との関わり、家族同士の関わり、仕事場との関わりを無くしていたことが大きな理由だと思われる。例えば、当初は同居の家族が居たとしても、そのうち職を無くしたり又は核家族化によって同居家族が徐々に居なくなって、最終的に高齢化のために最後は一人取り残されてしまうことが起こったり、また、長い間の不況で職を失い、同時に家族も失って一人暮らしで孤立してしまうことが起こってくる。そして、これらの人達は、結局、地域との関わりも薄れてしまい、地域でも忘れ去られる存在になっている。

現在、災害時に孤立する可能性がある高齢者等に対しては、プライバシー保護の現実的な制約から、これらの人達に対する情報がなく、対策が十分とれない状況である。そのために、高齢者等に対する防災対策は、災害時に色々な場面で落ち度が露呈してしまい、深刻な社会問題を生む結果になるのではないかと予想される。特に、都市部においては、地域での人の繋がりという面が希薄になり易い傾向から、孤立した高齢者等が増え

ることも懸念され、防災対策を益々困難にする可能性が高いことは否定できない。

高齢者等に関連して災害時に起こりそうな事態は何だろうか。最初に、災害直後から保護を見捨てられる人達が増える状況が数多く発生することを指摘できる。食糧や衣服等の救援物資が届けられないケースが随所で発生するのは当然として、住まいの被害等に対して見舞金等も渡せないことが頻繁に起こってくる。つまり、災害時及びそれ以降に、救済の手が届かない完全に社会から見捨てられた高齢者等の実態が顕著になってくるのである。こうした事態の後処理が行政の大きな負担になることを行政自身も十分覚悟しておかなければならない。次に、地震のような災害では、復興対策の過程で、都市の再整備が行われる場合も想定される。ところが、こうした区域内に居住していた高齢者等が死亡したようなときには、こうした高齢者等の私有財産をどのように処分して街づくりを進めるか、大幅に復興対策を遅延させる原因になる可能性があることを考えておかなければならない。

無縁社会の現状は、災害対策に深刻な課題を投げかけている。早急な改善が図られるべきであるが、そのためには、是非、現在の行き過ぎた個人情報の保護を見直す必要があるように思える。本来、安全に係る住民情報を殊更に秘匿することは止めなければならない。一人暮らしの高齢者等の実態は、その親戚関係等も含めて事前に防災対策上の必要事項としてしっかり調査しておく必要があるのではないだろうか。